

平成 19 年度海岸災害関係新規要求事項 ～ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充 ～

平成 18 年 9 月 7 日
農林水産省農村振興局
農林水産省水産庁
国土交通省河川局
国土交通省港湾局

(1) 施策の目的

洪水、台風及び外国からの漂流等により海岸に漂着したゴミが異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に大規模な漂着ゴミを処理することにより、災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

(2) 制度拡充の概要

大規模な漂着ゴミは、海岸堤防・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、以下について制度拡充する。

本事業で処理できる対象を、大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充する。

補助対象となる処理量を現行の「漂着量の 70%」から「漂着量全量 (100%)」に拡充する。



大量のゴミが漂着した海岸

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

平成18年度まで

事業の内容

大規模な「**流木等**」が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれらの処理を実施する。

採択基準

海岸保全区域内に漂着したもの。
堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。
漂着量が1,000m³以上のもの。

事業主体

海岸管理者である地方公共団体。

国の補助

補助の割合は、1 / 2
ただし、補助対象となる処理量は、漂着量の70%。

平成19年度新規要求
(赤字部分を拡充)

事業の内容

大規模な「**流木等**」及び「**漂着ゴミ**」が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれらの処理を実施する。

採択基準

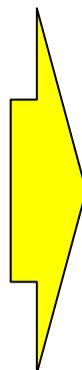
海岸保全区域内に漂着したもの。
堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。
漂着量が1,000m³以上のもの。

事業主体

海岸管理者である地方公共団体。

国の補助

補助の割合は、1 / 2
ただし、補助対象となる処理量は、**漂着量の全量(100%)**。



災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

漂着したゴミ及び流木の堆積状況(海岸保全施設の機能阻害のおそれがある事例)



流木と一緒に大型ゴミが漂着(石川県:押水羽咋海岸)



流木と一緒に漂着したゴミの状況(京都府:神崎海岸)



流木と一緒に漂着したゴミ(ドラム缶、浴槽など)による損傷の恐れ(三重県:津松坂港海岸)



流木と一緒に漂着したゴミの堆積により、樋門の開閉機能が阻害(熊本県:一町田海岸)



流木と一緒に漂着したゴミの堆積により、消波機能が損なわれた消波工(秋田県:平沢漁港海岸)



流木と一緒に漂着したゴミ等により、転落防止施設、フラップゲートが破損(新潟県:出雲崎漁港海岸)